

令和5年度愛媛県脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）及び令和5年度愛媛県脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、県内の中小企業者等に対し、CO₂排出量の削減や再生可能エネルギーの創出・貯蔵（蓄電）につながる設備投資について、予算の範囲内で令和5年度脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、エネルギー使用量とCO₂排出量の同時削減を図るとともに、脱炭素型ビジネススタイルへの転換を促進する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「省エネルギー設備」とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律第2条第1項に規定するエネルギーを効率的に使用する設備をいう。
- (2)「創エネルギー設備」とは、再生可能エネルギー発電設備など、CO₂を排出せずにエネルギーを創り出す設備をいう。
- (3)「蓄エネルギー設備」とは、蓄電設備など、電気等のエネルギーを蓄える設備をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業、補助要件、補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表のとおりとする。

(補助金交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、実施要領第6条に基づき知事が決定した候補事業を実施する者とする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。
- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の補助金交付申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税相当額を補助対象経費から除外するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条第1項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは必要な条件を付して補助金の交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 前条第1項に規定する通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更等承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の額の変更（ただし、交付決定額の変更を伴わない20パーセント以内の経費の配分の変更は除く。）
- (2) 補助事業の内容の変更（ただし、補助目的に変更をもたらすものでない軽微な変更は除く。）
- (3) 補助事業の全部若しくは一部の中止又は廃止

2 知事は、前項に規定する変更等承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは必要な条件を付して承認し、補助事業者に通知するものとする。

（遅延等の報告）

第8条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書（様式第3号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の1月15日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認められるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、前条に規定する補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに支払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求書を受理したときは、補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 知事は、第7条第1項第3号に規定する申請があつたとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令、規則又は本交付要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 不正の手段によって補助金の交付を受けた場合
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合

- (5) 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (6) 補助事業者（その役員を含む。）が、愛媛県暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等に該当することとなった場合
- 3 前項の規定は、第 10 条第 1 項に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。
 - 4 知事は、第 1 項に規定する取消しをしたときは、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

- 第 13 条 知事は、前条第 1 項に規定する取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 2 知事は、前項の返還を命ずる場合は、前条第 1 項第 5 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令がなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（取得財産の管理等）

- 第 14 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式第 6 号）を備え、管理するとともに、第 9 条に規定する実績報告書に添付して提出するものとする。

（取得財産の処分の制限）

- 第 15 条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 規則第 22 条第 2 項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた耐用年数に相当する期間とする。
 - 3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄することをいう。）しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 7 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 知事は、前項の承認に係る財産を処分したことにより補助事業者へ収入があったと認めるときは、補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の経理等)

第 16 条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後 5 年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(補助事業終了後の報告義務)

第 17 条 知事は、補助事業者における CO2 排出量の削減状況を把握するため、補助事業者に対して、補助事業年度の翌年度から 5 年間、補助事業を実施した事業所における年間 CO2 排出量の報告を求めることができる。

- 2 補助事業者は、知事が前項の要請をした場合は、これに協力しなければならない。

(事例公表への協力義務)

第 18 条 知事は、県内事業者の脱炭素化に向けた取組みを促進するため、他の事業者の参考となる案件について、事例公表することとし、補助事業者に対して、取組内容やデータ等の提供を要請することができる。

- 2 補助事業者は、知事が前項の要請をした場合は、これに協力しなければならない。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 1 月 31 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金について、この要綱の規定は、同日後においても、なお、その効力を有する。

別表（補助対象事業等）

補助対象事業	工場・事業所等の脱炭素化・ゼロエネルギー化に資する次の設備投資
	①省エネルギー設備 <設備例> ボイラ、空調システム、エコキュート（自然冷媒ヒートポンプ給湯設備）、エネルギーマネジメントシステム、省CO2型換気設備、照明設備、冷凍・冷蔵設備、コンプレッサ等
	②創エネルギー設備・蓄エネルギー設備 <設備例> 再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備等）及び蓄電設備 ※②のみでの設置は対象外
補助要件	【全体】 ①県内事業所において、事業を実施すること。 ②「省エネルギー設備」と「創エネルギー設備・蓄エネルギー設備」の設備投資を同時に行う場合、「省エネルギー設備」の補助対象経費（税抜き）が、100万円以上であること。 【創エネルギー設備・蓄エネルギー設備】 ③再生可能エネルギー発電設備について、当該発電設備から得たエネルギーを自ら消費する（自家消費型）ものであること。 ④再生可能エネルギー発電設備について、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」第9条第4項に基づく固定価格買取（FIT）制度又はFeed in Premium（FIP）制度の認定を受けないこと。 ⑤再生可能エネルギー発電設備の導入は自己所有型であること（PPAモデルやリースによる導入は対象外）。 ⑥蓄電設備については、本事業で設置する再生可能エネルギー発電設備と同時に設置するもの、又は既に設置されている再生可能エネルギー発電設備に接続するものに限る（本事業で設置する蓄電設備の蓄電容量は、再生可能エネルギー発電設備の1日分の発電量と同等又はそれ以下とする）。
補助対象経費	①機械設備費 ②工事費（補助対象設備の設置に必要な工事に限る） ③設計費 ④その他知事が認めるもの
補助率	補助対象経費の2分の1以内
補助上限額	1,000万円
事業費総額	補助対象経費400万円（税抜き）以上

様式第1号(第5条関係)

令和5年度愛媛県脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

(申請者)

住所

事業者名

代表者職氏名

印

令和5年度愛媛県脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 事業実施期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書(別紙1-1、1-2)
- (2) 収支予算書・補助対象経費等の積算内訳(別紙2-1、2-2)
- (3) CO2削減量計算に係る個票(別添1、2)
- (4) CO2削減量計算で使用する各数値の根拠資料(上記個票への添付資料)
- (5) 見積書

※ 以下の欄は、押印を省略する場合のみ記入してください。

本件 責任者	職・氏名			
	電話		E-mail	
担当者	職・氏名			
	電話		E-mail	

(注1) 代表者印の押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入し、県が指定する者のメールアドレスを宛先に設定の上、電子メールにて提出すること。

(注2) 「責任者」欄には、支店長や営業所長など社内において権限の委任を受けた役職員を、「担当者」欄には、本申請に関する事務を担当する者を記入すること。

【別紙 1 - 1】

事業計画書

< 申込事業者の概要 >

(フリガナ) 名称 (会社名又は屋号)														
法人番号 (13桁) ※1														
補助事業の実施場所 (実施場所が3カ所以上ある場合は、行を追加してください)		〒 —												
		〒 —												
代表者 (役職)														
代表者 (氏名)														
主たる業種		<p>【以下のいずれか一つを選択しプルダウンリストの○を入力してください。】</p> <p>① () 製造業、建設業、運輸業</p> <p>② () 卸売業</p> <p>③ () サービス業</p> <p>④ () 小売業</p> <p>⑤ () ソフトウェア業又は情報処理サービス業</p> <p>⑥ () 旅館業</p> <p>⑦ () その他の業種 (上記以外)</p> <p>⑧ () 医療法人、社会福祉法人</p> <p>⑨ () 学校法人</p>												
常時使用する従業員数		人		*常時使用する従業員がいなければ、「0人」と記入してください。 *資本金又は従業員数が中小・小規模事業者の定義を満たさなければ申請できません。										
資本金額 (会社以外は記載不要)		万円		設立年月日(西暦) ※2		年		月		日				
連絡担当者	(フリガナ)					役職								
	氏名					携帯電話番号								
	電話番号					E-mailアドレス								
FAX番号														

【留意事項】

※1 法人の場合は、法人番号を記載してください。個人事業主は「なし」と明記してください。マイナンバー (個人番号 (12桁)) は記載しないでください。

※2 「設立年月日」は、創業後に組織変更 (例：個人事業者から株式会社化、有限会社から株式会社化) された場合は、現在の組織体の設立年月日 (例：個人事業者から株式会社化した場合は、株式会社としての設立年月日) を記載してください。

*個人事業者で設立した「日」が不明の場合は、空欄のまま構いません (年月までは必ず記載してください)。

【別紙 1 - 2】

＜計画の内容＞

1. 自社の概要

(現在の自社の事業概要を記載ください)

2. 補助事業の概要

(補助事業で取り組む設備導入の概要について記載ください)

3. 自社のCO2排出量 (令和5年1月～12月)

(補助事業を実施する事業所の年間CO2排出量を記載ください)

0.00 t-CO2/年

＜自社のCO2排出量の計算＞

(単位：t-CO2)

エネルギー種別	エネルギー使用量① (令和5年1月～12月)	CO2排出係数②	CO2排出量 ①×②
電気	kWh	0.000447	0.00
灯油	kL	2.49	0.00
A重油	kL	2.71	0.00
液化石油ガス (LPG)	t	3.00	0.00
液化天然ガス (LNG)	t	2.70	0.00
都市ガス	Nm3	0.00223	0.00
ガソリン	kL	2.32	0.00
軽油	kL	2.58	0.00
その他			
合計			0.00

※上記以外のエネルギーについては、環境省における温室効果ガス排出量の「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」の排出係数を用いること (<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calculator>)

4. 事業実施スケジュール (事業期間内に投資する機械設備の導入時期や工事期間等について、スケジュールを記載ください)

5. 補助事業に伴うCO2削減量

(1) 省エネルギー設備

個票番号	補助対象設備の名称	導入前設備のCO2排出量 (t-CO2) ①	導入後設備のCO2排出量 (t-CO2) ②	CO2削減量 (t-CO2) ③	補助対象経費 (円) [税抜き金額]
		[個票のア]	[個票のイ]	[①-②]	
				0.00	
				0.00	
				0.00	
				0.00	
合計		0.00	0.00	0.00	0

※「導入前設備のCO2排出量」及び「導入後設備のCO2排出量」については、別添1「CO2削減量計算に係る個票(省エネルギー設備関連)」の『ア』及び『イ』から転記してください。

(2) 創エネルギー設備・蓄エネルギー設備

個票番号	補助対象設備の名称	設備導入後のCO2削減量 (t-CO2) ④	補助対象経費 (円) [税抜き金額]
		[個票のウ]	
合計		0.00	0

※「導入後設備のCO2削減量」については、別添2「CO2削減量計算に係る個票(創エネルギー設備・蓄エネルギー設備関連)」の『ウ』から転記してください。

本事業によるCO2削減量合計 (t-CO2)	0.00
------------------------	------

(③合計+④合計)

【別紙 2 - 1】

収支予算書

1 収入の部

単位：円

区分	予算額	備考
愛媛県脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業費補助金		
自己資金		
金融機関からの借入金		資金調達先の金融機関名
その他		
合計		

※金融機関からの借入金がある場合は、資金調達先の金融機関名を記載すること。

2 支出の部

単位：円

区分	経費全体額	左のうち 補助対象経費 (税抜き)	備考
機械設備費<税抜き>			
工事費<税抜き>			
設計費<税抜き>			
その他の経費<税抜き>			
消費税及び地方消費税			
合計			

※収支の計はそれぞれ一致すること。

補助対象経費等の積算内訳

(単位：円)

経費区分	①経費内容 (機械設備名や工事・設計の概要など経費の内容を記入)	②補助対象経費 (税抜きの額)
機械設備費		
	小計	0
工事費		
	小計	0
設計費		
	小計	0
合計③		0
補助金額④ (③×1/2以内)		0

※必要に応じて、行を追加してください。

※金額の根拠となる見積書を添付してください。

※③の合計額の下限は400万円

※④の合計額の上限は1,000万円

(別添 1)

CO2削減量計算に係る個票 (省エネルギー設備関連)

1. 補助事業概要

個票番号		
取組みの内容		
補助対象設備	名称	
	メーカー名	
	設備の型番	
既存設備	名称	
	メーカー名	
	設備の型番	

※上記には代表型番を記載し、機種、台数が多い場合には別紙添付も可とします。

2. 補助事業によるCO2削減量

【設備導入前】

エネルギー種別	エネルギー使用量 (年)		CO2 排出係数	CO2排出量 (t-CO2/年)
	使用量	単位		
				0.00
				0.00
				0.00
合 計 【ア】				0.00

※エネルギー種別、エネルギー使用量の単位、CO2排出係数については、下表「エネルギー種別・CO2排出係数一覧」のものを用いること

【設備導入後】

エネルギー種別	エネルギー使用量 (年)		CO2 排出係数	CO2排出量 (t-CO2/年)
	使用量	単位		
				0.00
				0.00
				0.00
合 計 【イ】				0.00

※エネルギー種別、エネルギー使用量の単位、CO2排出係数については、下表「エネルギー種別・CO2排出係数一覧」のものを用いること

エネルギー種別・CO2排出係数一覧

エネルギー種別	単位	CO2排出係数
電気	kWh	0.000447
灯油	kL	2.49
A重油	kL	2.71
液化石油ガス (LPG)	t	3.00
液化天然ガス (LNG)	t	2.70
都市ガス	Nm3	0.00223
ガソリン	kL	2.32
軽油	kL	2.58

※上記以外のエネルギーについては、環境省における温室効果ガス排出量の「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」の排出係数を用いること (<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>)

3. エネルギー使用量の計算方法

【設備導入前】エネルギー使用量（年）の計算式
【設備導入前】エネルギー使用量の計算式で使用する各数値の説明とその根拠
【設備導入後】エネルギー使用量（年）の計算式
【設備導入後】エネルギー使用量の計算式で使用する各数値の説明とその根拠

※必要に応じて、枠を広げてご記入ください

※設備の個別メーターの値、カタログ、仕様など、計算で使用する各数値の根拠となる資料を添付すること

※1日当たりの設備の使用時間が9時間を超える場合は、始業及び終業の時刻が確認できる資料（就業規則等）を添付すること

4. 既存設備の写真（既存設備の更新の場合）

既存設備の外観写真

ここに写真添付

既存設備の銘板等の写真

ここに写真添付

(別添2)

C02削減量計算に係る個票
(創エネルギー設備・蓄エネルギー設備関連)

1. 補助事業概要

個票番号		
取組みの内容		
補助対象設備 (創エネルギー設備)	名称	
	メーカー名	
	設備の型番	
補助対象設備 (蓄エネルギー設備)	名称	
	メーカー名	
	設備の型番	

※上記には代表型番を記載し、機種、台数が多い場合には別紙添付も可とします。

2. 補助事業によるC02削減量

【創エネルギー設備】

年間自家消費発電量① (kWh)	C02 排出係数②	C02 削減量 (t-CO2/年) [①×②]
	0.000447	0.00

[ウ]

※C02排出係数は、四国電力における2022年度の公表値

【蓄エネルギー設備】

1台あたりの蓄電容量③ (kWh)	設置台数④	蓄電容量 (kWh) [③×④]
		0.00

3. 年間発電量 (kWh) の計算方法

【設備導入後】年間自家消費発電量 (kWh) の計算式
【設備導入後】年間自家消費発電量 (kWh) の計算式で使用する各数値の説明とその根拠

※必要に応じて、枠を広げてご記入ください

※設備設置事業者が作成する計算書やカタログなど、計算の根拠となる資料を添付すること

様式第2号(第7条関係)

令和5年度愛媛県脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業費補助金変更等承認申請書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

(申請者)

住所

事業者名

代表者職氏名

印

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記補助金の交付申請を変更したいので、令和5年度愛媛県脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 補助対象経費の額の変更		
<input type="checkbox"/> 事業内容の変更		
<input type="checkbox"/> 事業の中止(廃止)		
<input type="checkbox"/> その他		

※ 該当する変更事項の欄にチェックし、変更前・変更後の内容を記載してください。

※ 変更の内容が確認できる書類(見積等)を添付してください。

2 変更の理由

※ 以下の欄は、押印を省略する場合のみ記入してください。

本件 責任者	職・氏名			
	電話		E-mail	
担当者	職・氏名			
	電話		E-mail	

様式第3号(第8条関係)

令和5年度愛媛県脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業費補助金事故報告書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

(申請者)

住所

事業者名

代表者職氏名

印

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記補助事業の状況について、令和5年度愛媛県脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 報告の内容

補助事業の進捗状況	
原因及び内容	
措置	
内容に係る金額	
補助事業の遂行及び完了予定年月日	令和 年 月 日

※ 以下の欄は、押印を省略する場合のみ記入してください。

本件 責任者	職・氏名			
	電話		E-mail	
担当者	職・氏名			
	電話		E-mail	

様式第4号(第9条関係)

令和5年度愛媛県脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

(申請者)

住所

事業者名

代表者職氏名

印

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記補助事業の実績について、令和5年度愛媛県脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、別添のとおり報告します。

添付書類

- (1) 事業実績報告書(別紙1)
- (2) 収支決算書(別紙2-1)
- (3) 費目別支出明細書(別紙2-2)
- (4) 設置状況写真(施工前、設置完了後の写真並びに設備に表示された型式等の写真)

※ 以下の欄は、押印を省略する場合のみ記入してください。

本件 責任者	職・氏名			
	電話		E-mail	
担当者	職・氏名			
	電話		E-mail	

事業実績報告書

1 補助金の交付決定額及び精算額

補助金交付決定額 金 円

補助金精算額 金 円

2 事業実施期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

3 実施した補助事業の具体的な内容

4 今後の計画

収支決算書

1 収入の部

単位：円

区分	予算額 a	決算額 b	差引 a-b
愛媛県脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業費補助金			
上記以外の補助金			
自己資金			
借入金			
その他			
合 計			

2 支出の部

単位：円

区分	予算額 a	決算額 b	決算額のうち 補助対象経費	差引 a-b
機械設備費<税抜き>				
工事費<税抜き>				
設計費<税抜き>				
消費税及び地方消費税			/	
合 計				

※収支の計はそれぞれ一致すること。

費目別支出明細書

(単位:円)

管理 No.	支払 年月日	経費区分	支払先	経費の内容	支払額	補助対象経費 (税抜き)
合計						

(注1)経費区分には、機械設備費、工事費又は設計費を記入してください。

(注2)証拠書類を管理No.ごとに整理し、提出してください。

様式第5号(第11条関係)

令和5年度愛媛県脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業費補助金支払請求書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

(申請者)

住所

事業者名

代表者職氏名

印

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定のあった愛媛県脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業費補助金について、令和5年度愛媛県脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

金 円

※ 以下の欄は、押印を省略する場合のみ記入してください。

本件 責任者	職・氏名			
	電話		E-mail	
担当者	職・氏名			
	電話		E-mail	

様式第7号(第15条関係)

令和5年度愛媛県脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業費補助金財産処分承認申請書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

(申請者)

住所

事業者名

代表者職氏名

印

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記補助事業に関する財産処分について、令和5年度愛媛県脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業費補助金交付要綱第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認申請します。

記

1 処分しようとする財産の名称及び取得年月日

2 当該財産の取得価額及び時価(又は簿価)

3 処分の内容及び理由

4 処分の方法(売却の場合は、売却先及び売却価格も記載すること)

※ 以下の欄は、押印を省略する場合のみ記入してください。

本件 責任者	職・氏名			
	電話		E-mail	
担当者	職・氏名			
	電話		E-mail	